

東北地方太平洋沖地震に関する法律相談対応体制

1 山梨県弁護士会法律相談センター常設有料相談の無料化

時 期 4月1日～当面の間

対象者 東北地方太平洋沖地震に起因し、山梨県内に避難をしている方

場所等 当会が実施している次の相談を上記対象者に限って無料とする。

(相談時間30分)

①場所 甲府(山梨県弁護士会館)

日時 火・木 午前 10:00～12:00

月～金 午後 13:00～16:00

木 夜間 18:00～20:00

②場所 大月(大月商工会館)

日時 水 午後 13:00～16:00

内 容 対象者が弁護士に相談したいことであればなんでも。

利用法 山梨県弁護士会(055-235-7202)に予約の電話をする。

従前住んでいた県と現在の避難先の市町村名と無料相談希望であることを伝え、受付をする。

2 出張相談

時 期 4月9日(土) 14:00～17:00

対象者 東北地方太平洋沖地震に起因し、山梨県内に避難をしている方

場 所 ①山梨県弁護士会館(甲府市中央1-8-7)

②小瀬スポーツ公園武道館2階柔道場(甲府市小瀬町840)

③笛吹市春日居福祉保健センター(笛吹市春日居町加茂77-1)

④富士河口湖町中央公民館(富士河口湖町船津1754)

担当者 弁護士複数名

内 容 対象者が弁護士に相談したいことであればなんでも。

利用法 当日上記日時に対象会場で受付をする。(事前予約不要)

3 電話法律相談

検討中

4 中小企業向け法律相談(ひまわりほっとダイヤル)

時 期 4月1日～9月30日

対象者 山梨県内の中小企業経営者(個人事業主を含む)

場所等 中小企業のためのひまわりほっとダイヤルに架電があった相談の初回面談30分を無料とする。(相談時間30分)

場所 担当弁護士の事務所

日時 担当弁護士と応相談

内 容 対象者が会社のことで弁護士に相談したいことであればなんでも。
(個人の相談は相談の対象外)

利用法 山梨にいる状態で、ひまわりほっとダイヤル(0570-001-240)に電話をすると、山梨県弁護士会が応答するので受付をする。